

令和6年度第5回庁議 会議録

[日 時] 令和6年8月26日（月）9時00分～11時00分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長、参与、各部局長及び危機管理監

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題
 - (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)
 - (2) 令和6年度重要事業及び懸案事項の進捗管理について (各部局)
- 3 協議事項
 - (1) 令和7年度予算編成のポイントについて (企画部)
- 4 連絡事項
(なし)
- 5 その他

1 市長あいさつ

本日の庁議議題にもあるように、市議会定例会が、9月3日に開会予定である。会派説明については、8月19日から21日に開催され、そこでも質疑応答があったと思うが、9月議会に向けて、各部局とも、予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いします。

2 議題

- (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)
(会派説明報告について (企画部、こども部))

市議会定例会提出議案について説明。

企画部から、報告3件、認定1件、予算議案3件、追加予定議案と会派説明の結果について説明。

報告第18号「令和5年度新居浜市継続費精算報告」については、一般会計において、継続費を設定して事業を進めていた「新市民文化センター建設

準備事業費」について、事業の完了に伴う精算報告を行うものである。

報告第20号「健全化判断比率の報告」については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、実質赤字比率等4項目の令和5年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて、議会に報告するものである。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字を生じていないことから数値は表示されていない。また、実質公債費比率は2.7%となっており、財政状況が悪化していることを示す基準である早期健全化基準を大幅に下回る結果となっている。将来負担比率については、将来負担額が充当可能財源等を下回っていることから、数値は表示されていない。

報告第21号「資金不足比率の報告」については、同じく「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、水道事業など4公営企業の令和5年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて、議会に報告するものであり、4会計全てにおいて資金不足を生じていないことから、いずれの数値も表示されていない。

認定第2号「決算の認定」については、令和5年度新居浜市一般会計歳入歳出決算及び新居浜市渡海船事業特別会計歳入歳出決算など5特別会計歳入歳出決算について、議会の認定に付するものである。

議案第66号「令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）」については、介護基盤整備等事業等の公共事業をはじめ、道路整備事業等の単独事業のほか、市民応援あかがねポイント事業費等の施策費、道路橋りょう災害復旧費等の災害復旧費及び経常経費について予算措置するもので、今回の補正は歳入歳出それぞれ7億3,975万1千円の追加となっている。

議案第67号「令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」については、国民健康保険事業に係るシステム改修費等について予算措置するもので、一般管理費の今回補正額297万4千円から増減額合計△844万4千円を加えた歳入歳出それぞれ547万円の減額となっている。

議案第68号「令和6年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」については、令和5年度介護保険事業の精算に伴う償還金及び基金積立金について予算措置するもので、償還金及び介護給付費準備基金積立金の今回補正額を合わせた歳入歳出それぞれ2億1,584万7千円の追加となっている。

上下水道局から報告1件、認定1件について説明。

報告第19号、「令和5年度新居浜市公共下水道事業会計継続費精算報告」については、公共下水道事業会計において継続費を設定して進めていた下水処理場改築事業について、事業が完了したことから、地方公営企業法の規定に基づき、所定の継続費の精算報告をいたすものである。

認定第1号、「決算の認定」については、令和5年度新居浜市水道事業会計決算、令和5年度新居浜市工業用水道事業会計決算及び令和5年度新居浜市公共下水道事業会計決算について、地方公営企業法の規定に基づき、監査委員の意見を付け、議会の認定に付すものである。

建設部からは報告1件、追加議案1件について説明。

議案第59号「工事請負契約について」で、本件工事は、「新居浜市庁舎大規模改修高圧受変電設備工事」について、7月19日に一般競争入札の開札を実施し、株式会社ウエデンが税込み414,370,000円で落札したため、契約にかかる議案を提出する。工事の概要としては、新設の受変電設備管理棟内において受変電設備、電力貯蔵設備、発電機等の設置工事と空調換気設備工事を行い、本庁舎との間で電気ケーブル等の敷設工事を実施するとともに、本庁舎地下の既設高圧受変電設備の撤去工事を行うものがある。

追加提出議案として予定している「工事請負契約」について説明。

8月26日一般競争入札の開札予定である「黒島橋橋梁更新工事」について、落札業者決定後、追加議案として提出する予定である。本工事は港湾区域内の八間掘りにかかる「黒島橋」の架け替え工事の下部工工事である。工事の概要としては、まず工事区域内を大型土嚢等で仮締切を行い、現橋梁を撤去し、両岸に長さ14mの場所打ち杭を計20本打設したうえで杭上部に橋台を構築するもので、予定価格は税込み196,590,900円である。

総務部からは一般議案1件、条例議案2件及び追加提出予定4件について説明。

議案第60号、「愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更」については、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の施行により、令和6年度から国税である森林環境税を、市町が個人住民税と併せて賦課徴収することとなったことから、森林環境税に係る滞納事案について、滞納処分等を行うことができるよう、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の内容及び規約の一部を変更する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものである。この規約の変更は、県内すべての市町の議会に上程され、議決を経て、県知事の許可を受けるといった手順となっており、当該許可のあった日から施行される予定となっている。

議案第63号、「新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例」の制定については、県内市町で複数存在している減免申請期限の取扱いを統一するため、条例の一部を改正しようとするもので、これにより、納税義務者の利便性向上が図られることとなる。改正の内容は、市民税等の減免申請期限を「納期限前7日」から「納期限」まで延長するものである。

議案第64号、「新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、本社機能の東京一極集中

の是正と地方の経済の活性化・雇用の創出を図るため、「地域再生法」に基づき、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に係る県知事の認定を受けた東京23区内の企業が、本社機能を本市に移転し、又は市内の既存企業が本社機能を拡充する際に、新設・増設した特別償却設備等に対する固定資産税について、課税免除の措置を継続しようとするものである。改正の内容としては、第3条第1項において、企業の県知事への認定申請に係る整備計画の認定期限を、「令和8年3月31日」まで延長するものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

追加提出予定の専決処分報告については、市税滞納者の相続人の選定を誤ったことにより生じた、相続放棄等の手続に係る損害賠償の額を決定することを専決処分し、報告するものである。

人事議案については、「新居浜港務局委員会の委員の任命」は、任期満了に伴う新たな委員の任命、「人権擁護委員の候補者の推薦」は、任期満了に伴う新たな委員の候補者の推薦について、それぞれ議会の同意を求めるものである。

福祉部からは議案2件と会派説明の報告について説明

議案第61号「愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更」について、本議案は「愛媛県後期高齢者医療広域連合規約」に規定する広域連合の処理する事務について、規約の一部を変更する必要が生じたため議会の議決を求めるものである。変更内容は、規約第4条において定める広域連合の処理する事務を、「法律及び法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務」と改めるとともに、同条ただし書及び別表第1において定める関係市町において行う事務の規定を削除しようとするものである。なお、この規約の変更については、県内全ての市町の議会に上程され、議決を経て、県知事に届け出る手順になっており、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正の施行日である令和6年12月2日から施行される予定となっている。

議案第65号「新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の制定について、改正の内容は、令和6年12月2日から健康保険証が廃止されることに伴い、第26条に規定している、国民健康保険法第9条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合の罰則について、法改正により、被保険者証の返還を求める規定が削除されることから、条例の規定を改めるものである。なお、この条例は、令和6年12月2日から施行したいと考えている。

市民環境部からは議案1件について説明。

議案第62号「新居浜市支所設置条例の一部を改正する条例の制定」については、現在3ヶ所ある支所のうち、川東支所と上部支所を令和7年3月31日限り

で廃止とすることに伴い、条例の一部を改正するものである。川東及び上部の2ヶ所の支所では、住居地の変更の届け出や住民票や印鑑登録証明書等の交付などの窓口業務を取り扱っているが、そのうち証明書等発行業務の6割以上は、コンビニエンスストア等で対応できるようになっており、今後もコンビニエンスストア等で取り扱う証明書等発行業務は増える予定である。人口減少が進む中、公共施設の再編及び時代に応じた新たな手続き方法を進めるため、二つの支所の廃止を判断したところである。また当該支所を廃止することに伴い、付則において、新居浜市公告式条例に規定されている川東支所掲示場及び上部支所掲示場を削除している。なお、この条例は令和7月4月1日から施行したいと考えている。

(2) 令和6年度重要事業及び懸案事項の進捗管理について (各部局)

企画部

(意見：副市長) 企業版ふるさと納税についてであるが、2025年度税制改正要望で5年間の延長が考えられる。まず、その情勢をしっかりと見てほしいことと、寄付額の増額に向けた戦略を一度組み立て直す必要があるのではないか。

福祉部

(意見：副市長) 高齢者福祉センターについて、公民館の活用や地域運営組織のなかで複合的に考えるなど、福祉だけで考えるのではなく、地域の中で活動できるよう考えていただきたい。

こども局

(意見：副市長) 新規入園者の取り扱いについて、変更が生じる場合には、決定の前に子ども子育て会議に諮る必要があるのではないか。要検討。

経済部

(質問：市長) 交通のバスの路線の見直しについて、どういう状況なのか説明願いたい。

(回答) 今年度バス路線の見直し計画を策定するところで事業を進めている。現段階でバス会社と見直しに向けて話を進めていくことで合意している。各種団体の方から様々な意見を聴取するため、分科会を開催しており、自治会や老人クラブ、女性団体等の方に来ていただき話を聞いている。聴取した様々な意見を伺い、設計、策定をしていくというような流れで考えている

(質問) バス路線の新しい体制ができるのはいつか。また、農業振興地域整備計画の全体見直しはいつになるのか。

(回答) 来年3月にバスの再編の計画を作る流れである。農業振興地域整備計画の全体見直しについては、今年度基礎調査を実施しており、その基礎調査のベースを持って初めて県と協議に入ることとなる。

3 協議事項

(1) 令和7年度予算編成方針のポイントについて (企画部)

令和7年度の予算編成方針(案)のポイントについて

厳しい財政状況の中、令和7年度当初予算編成作業を迎えるにあたって、予算編成を前倒しして行うことについては、庁議等で伝えているが、現在9月2日に予算編成方針を通知できるよう内容を精査しているが、そのポイントについて説明する。まず、当初予算に投入する一般財源を300億円以下に圧縮することとする。令和6年度当初予算における一般財源総額が約317億円であることから、17億円以上の削減を図ることになる。令和7年度予算編成においては、財政調整基金繰入金に依存しない予算編成を行い、令和6年度末財政調整基金残高20億円までの回復を目指す。また、当初予算で活用できる財源を確実に把握するために、例年年度末に行った決算見込みの作業を2回実施することとし、1回目を12月に実施する。このような削減を図りながらにはなるが、第六次長期総合計画及び第2期総合戦略を推進すべく、より効果的で効率的な事業への転換に努めていただきたい。また、財源が不足する中にあることから、新規事業については、部局枠内事業の廃止を前提に要望できることとする。ただし、当然減を除く。なお、令和7年度当初予算においても、例年どおり全件査定を実施する。3か年実施計画については、令和7年度から令和9年度までの3か年計画として、財源に裏打ちされた中期財政計画として作成を行う。中長期的な財政視点に基づき、公共施設再編計画に基づく施設の総量を削減すべく、削減時期を明確にし、将来的な維持補修費等の管理費が削減できるように努める。また、別途通知とするが、市長公約への推進等対応が必要なことが想定されることをご留意いただきたい。

なお、当初予算の編成スケジュールについて、確認いただきたい。

4 連絡事項

なし

5 その他

なし